



山形県公報

平成22年10月8日(金)
第2184号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程……………(子育て支援課) ……1087
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(健康福祉企画課) ……1088
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(同) ……同
- 予防接種の実施に関し協力して予防接種を行う医師についての変更……………(保健薬務課) ……同
- 予防接種の実施に関し協力する医師でなくなった旨の告示……………(同) ……1089
- 予防接種の実施に関し協力して予防接種を行う医師及び予防接種を行う主たる場所…(同) ……1090
- 家畜伝染病発生の届出……………(畜産課) ……1092
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(最上総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……1093
- 森林病虫害等防除法に基づく特別伐倒駆除命令の予定……………(庄内総合支庁森林整備課) ……同
- 県証紙売りさばき所の変更……………(会計局) ……1094

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部改正……………同

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(公安委員会) ……同

### 正 誤

## 告 示

### 山形県告示第796号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年10月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程(昭和53年10月県告示第1855号)の一部を次のように改正する。

第2条中「年0.70パーセント」を「年0.65パーセント」に、「年0.50パーセント」を「年0.45パーセント」に改める。

#### 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成22年8月11日から適用する。
- 2 平成22年8月11日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

**山形県告示第797号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成22年10月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称     | 指定医療機関の所在地     | 指定年月日      |
|---------------|----------------|------------|
| 中川デンタルクリニック   | 米沢市窪田町窪田203番地3 | 平成22. 8. 2 |
| さくら薬局         | 酒田市相生町二丁目5番39号 | 同 8.23     |
| ブナの森調剤薬局山形駅前店 | 山形市香澄町一丁目18番7号 | 同 9. 1     |

**山形県告示第798号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成22年10月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地     | 廃止年月日      |
|-----------|----------------|------------|
| さくら薬局     | 酒田市相生町二丁目5番43号 | 平成22. 8.22 |

**山形県告示第799号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成22年10月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称      | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関の所在地      | 指定年月日      |
|----------------|---------------|-----------------|------------|
| ケアプランセンター大地    | 居宅介護支援        | 鶴岡市井岡字和田327番27号 | 平成22. 8. 1 |
| 新庄地域福祉事業所さんのほり | 居宅介護支援        | 新庄市小田島町2番1号     | 同 8.30     |

**山形県告示第800号**

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により予防接種を行う医師について、次のとおり予防接種を行う主たる場所の変更があった。

平成22年10月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 医 師 氏 名   | 予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所 |                             | 変 更 年 月 日   |
|-----------|-------------------------|-----------------------------|-------------|
|           | 変 更 前                   | 変 更 後                       |             |
| 高 橋 由 美 子 | 篠田総合病院<br>山形市桜町2番68号    | 山形市立病院済生館<br>山形市七日町一丁目3番26号 | 平成22. 7. 23 |

## 山形県告示第801号

次の医師は、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定による予防接種の実施に関し協力する医師でなくなった。

平成22年10月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 医 師 氏 名   | 予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所 |                  |
|-----------|-------------------------|------------------|
|           | 医 療 機 関 名               | 所 在 地            |
| 鯨 井 隆     | 独立行政法人国立病院機構<br>山形病院    | 山形市行才126番2号      |
| 早 川 裕 子   | 山形県立中央病院                | 山形市大字青柳1800番地    |
| 内 田 奈 生   | 山形県立中央病院                | 山形市大字青柳1800番地    |
| 石 澤 哲 也   | 山形県立中央病院                | 山形市大字青柳1800番地    |
| 大 滝 雄 造   | 山形県立中央病院                | 山形市大字青柳1800番地    |
| 工 藤 和 浩   | 山形県立中央病院                | 山形市大字青柳1800番地    |
| 吉 澤 和 哉   | 山形県立中央病院                | 山形市大字青柳1800番地    |
| 荻 野 大 助   | 山形市立病院済生館               | 山形市七日町一丁目3番26号   |
| 笹 真 一     | 山形市立病院済生館               | 山形市七日町一丁目3番26号   |
| 樋 口 卓 也   | 山形市立病院済生館               | 山形市七日町一丁目3番26号   |
| 齋 藤 隆 幸   | 篠田総合病院                  | 山形市桜町2番68号       |
| 内ヶ崎 順 平   | 二本松会山形さくら町病院            | 山形市桜町2番75号       |
| 三 浦 玄 太 郎 | 三 浦 医 院                 | 東根市本丸南一丁目8-2     |
| 三 浦 祥 子   | 三 浦 医 院                 | 東根市本丸南一丁目8-2     |
| 金 田 卓 也   | 朝 日 町 立 病 院             | 西村山郡朝日町大字宮宿843番地 |
| 高 野 満 夫   | 町 立 真 室 川 病 院           | 最上郡真室川町大字新町469番1 |

|        |          |                 |
|--------|----------|-----------------|
| 青木 竜 男 | 町立金山診療所  | 最上郡金山町大字金山548-2 |
| 高橋 香   | 最上町立最上病院 | 最上郡最上町大字向町64-3  |

## 山形県告示第802号

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条及び第6条の規定による予防接種を行う医師及び予防接種を行う主たる場所は、次のとおりである。

平成22年10月8日

山形県知事 吉村 美栄子

| 医師氏名   | 予防接種を行う主たる場所          |                 |
|--------|-----------------------|-----------------|
|        | 医療機関名                 | 所在地             |
| 片山 紗乙莉 | 山形県立中央病院              | 山形市大字青柳1800番地   |
| 五十嵐 幸夫 | 山形市立病院済生館             | 山形市七日町一丁目3番26号  |
| 高岡 誠司  | 山形市立病院済生館             | 山形市七日町一丁目3番26号  |
| 樋口 卓也  | 山形市立病院済生館             | 山形市七日町一丁目3番26号  |
| 古山 政幸  | 山形市立病院済生館             | 山形市七日町一丁目3番26号  |
| 猪苗代 敬  | 東北中央病院                | 山形市和合町三丁目2番5号   |
| 岩下 義明  | 東北中央病院                | 山形市和合町三丁目2番5号   |
| 阿部 暁子  | 篠田総合病院                | 山形市桜町2番68号      |
| 山口 修   | 篠田総合病院                | 山形市桜町2番68号      |
| 黄木 正登  | 小白川至誠堂病院              | 山形市東原町一丁目12番26号 |
| 谷田 秀樹  | 矢吹病院                  | 山形市本町一丁目6番17号   |
| 長谷川 朝穂 | 若宮病院                  | 山形市吉原二丁目15番3号   |
| 山口 博三  | 加賀山医院                 | 山形市南一番町5番20号    |
| 石川 安都子 | 天童市民病院                | 天童市駅西五丁目2番1号    |
| 曾田 康子  | 医療法人篠田好生会<br>天童温泉篠田病院 | 天童市鎌田一丁目7番1号    |
| 伊藤 正裕  | 医療法人篠田好生会<br>天童温泉篠田病院 | 天童市鎌田一丁目7番1号    |
| 有本 貴範  | 医療法人篠田好生会<br>天童温泉篠田病院 | 天童市鎌田一丁目7番1号    |

|        |                |                  |
|--------|----------------|------------------|
| 後藤 剛   | 朝日町立病院         | 西村山郡朝日町大字宮宿843番地 |
| 佐藤 宏   | 佐藤内科胃腸科医院      | 東根市神町中央一丁目9-35   |
| 五十嵐 朗  | 県立新庄病院         | 新庄市若葉町12番55号     |
| 山本 隆   | 県立新庄病院         | 新庄市若葉町12番55号     |
| 佐藤 研   | 県立新庄病院         | 新庄市若葉町12番55号     |
| 小幡 美由紀 | 県立新庄病院         | 新庄市若葉町12番55号     |
| 和氣 貴祥  | 県立新庄病院         | 新庄市若葉町12番55号     |
| 松井 祐興  | 県立新庄病院         | 新庄市若葉町12番55号     |
| 薄葉 千絵  | 県立新庄病院         | 新庄市若葉町12番55号     |
| 村上 弥沙子 | 県立新庄病院         | 新庄市若葉町12番55号     |
| 長谷川 佑介 | 県立新庄病院         | 新庄市若葉町12番55号     |
| 王 良誠   | 県立新庄病院         | 新庄市若葉町12番55号     |
| 服部 紗苗  | 新庄徳洲会病院        | 新庄市大字鳥越字駒場4623   |
| 菊池 彰洋  | 町立金山診療所        | 最上郡金山町大字金山548-2  |
| 遠藤 昭博  | 最上町立最上病院       | 最上郡最上町向町64-3     |
| 鈴木 有大  | 最上町立最上病院       | 最上郡最上町向町64-3     |
| 浦山 安広  | 町立真室川病院        | 最上郡真室川町大字新町469番1 |
| 新野 隆宏  | 産科・婦人科さくらクリニック | 米沢市塩井町塩野1495-5   |
| 太田 信彦  | ゆめクリニック        | 米沢市東三丁目9-3       |
| 豊田 健太郎 | 舟山病院           | 米沢市駅前二丁目4-8      |
| 中村 浩章  | 舟山病院           | 米沢市駅前二丁目4-8      |
| 小田 優子  | 舟山病院           | 米沢市駅前二丁目4-8      |
| 斎藤 恭一  | 三友堂病院          | 米沢市中央六丁目1-219    |
| 日野 安見子 | 三友堂病院          | 米沢市中央六丁目1-219    |

|        |                     |                  |
|--------|---------------------|------------------|
| 富田 恭子  | 三友堂病院               | 米沢市中央六丁目1-219    |
| 加藤 義洋  | 三友堂病院               | 米沢市中央六丁目1-219    |
| 加藤 佳子  | 三友堂病院               | 米沢市中央六丁目1-219    |
| 沼野 藤人  | 鶴岡市立荘内病院            | 鶴岡市泉町4-20        |
| 田嶋 直哉  | 鶴岡市立荘内病院            | 鶴岡市泉町4-20        |
| 鈴木 大   | 鶴岡市立荘内病院            | 鶴岡市泉町4-20        |
| 小松原 孝夫 | 鶴岡市立荘内病院            | 鶴岡市泉町4-20        |
| 岡田 恒人  | 岡田医院                | 鶴岡市日吉町11-14      |
| 石田 正夫  | 酒田市国民健康保険松山診療所      | 酒田市字西田8番地の1      |
| 高橋 辰徳  | 地方独立行政法人<br>日本海総合病院 | 酒田市あきほ町30        |
| 矢島 謙志  | 矢島医院                | 酒田市高見台一丁目13番地の14 |
| 大城 陽代  | 酒田市立八幡病院            | 酒田市小泉字前田37       |
| 大滝 雄造  | 酒田市立八幡病院            | 酒田市小泉字前田37       |

## 山形県告示第803号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことを発見したことについて次のとおり届出があった。

平成22年10月8日

山形県知事 吉村 美栄子

| 家畜伝染病の種類 | 家畜の種類 | 患畜、疑似患畜の別 | 頭数 | 発生場所          | 発生年月日       |
|----------|-------|-----------|----|---------------|-------------|
| ヨーネ病     | 牛     | 患畜        | 1  | 西置賜郡白鷹町畔藤5523 | 平成22. 9. 24 |

## 山形県告示第804号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、太鼓胴土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成22年10月8日

山形県知事 吉村 美栄子

| 理事及び監事の別 | 氏名     | 住所              |
|----------|--------|-----------------|
| 理事       | 小野 栄 弘 | 最上郡真室川町大字大沢2487 |

**山形県告示第805号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、太鼓胴土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成22年10月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所             |
|----------|---------|-----------------|
| 理 事      | 小 野 伸 也 | 最上郡真室川町大字大沢2385 |

**山形県告示第806号**

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により、松林を所有し、又は管理する者に対し、次のとおり特別伐倒駆除を命ずる予定である。

平成22年10月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 区域及び期間

| 区 域   |                                       | 期 間                      |
|-------|---------------------------------------|--------------------------|
| 市 町 名 | 大 字 名 又 は 町 名                         |                          |
| 鶴 岡 市 | 茨新田、長崎、西沼、辻興屋、面野山、千安京田、下川及び湯野浜        | 平成22年11月1日から平成23年6月20日まで |
| 酒 田 市 | 宮海、古湊、高砂、新町、宮野浦、十里塚、坂野辺新田、黒森、広岡新田及び浜中 | 同 上                      |
| 遊 佐 町 | 菅里、北目、江地、藤崎及び比子                       | 同 上                      |

2 森林病虫害等の種類 松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の伐倒及び破砕（森林病虫害等防除法施行規則（昭和25年農林省令第35号）第1条に規定する基準に従い行うものに限る。）又は当該樹木の伐倒及び焼却（炭化を含む。）をすること。

4 命令をしようとする理由

1の区域の松林において松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延して当該区域及びその周辺区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

- (1) 1の区域内において3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって庄内総合支庁長を経由して、知事に不服を申し出ることができる。
- (2) 3の措置を行う者は、この告示に係る命令の日から2週間以内に、庄内総合支庁長を経由して、知事にその旨を届け出るものとし、届出がないときはその措置を行う見込みがないものとみなす。
- (3) 3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後速やかに、庄内総合支庁長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(4)による損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (4) 3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を、その措置を行った後速やかに、庄内総合支庁長を経由して、知事に提出しなければならない。
- (5) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の期間内に3の措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、その措置の全部又は一部を行うことがある。
- (6) 知事は、(5)の措置を行った場合において、その費用の額が、3の措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受け取ることになるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

## 山形県告示第807号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第15条第1項の規定により、証紙の売りさばき所の変更を次のとおり承認した。

平成22年10月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 売りさばき人の名称<br>及び代表者氏名      | 売 り さ ば き 所 の 所 在 地 |       | 承 認<br>年 月 日 |
|---------------------------|---------------------|-------|--------------|
|                           | 変 更 前               | 変 更 後 |              |
| 東南置賜地区食品衛生協<br>会 会長 岩倉 公男 | 米沢市金池三丁目1番26号       | 同 左   | 平成22. 9. 29  |
|                           | 米沢市大字築沢字中山南7023番地   |       |              |

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

## 山形県選挙管理委員会告示第61号

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成22年10月8日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

2 老人ホームの項の表中

|   |                   |            |       |
|---|-------------------|------------|-------|
| 「 | 太陽の里ふたば           | 〃 宮内2381   | を     |
| 「 | 太陽の里ふたば           | 〃 宮内2381   | に改める。 |
|   | 介護付有料老人ホームヒルサイド羽黒 | 〃 柵塚1410番地 |       |
| 」 |                   |            | 」     |

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、路側式道路標識設置位置図作成業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成22年10月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）
- (2) 日時 平成22年10月26日（火）午後1時30分

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 路側式道路標識設置位置図作成業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成22年11月16日から平成23年3月31日まで
- (4) 納入場所 仕様書による。



- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
  - 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 平成22年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成22年1月22日付け県公報第2111号）により公示された資格を有すること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 提供される役務が2の(2)の仕様を満たすことを証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部交通部交通規制課 電話番号(023)626-0110
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定方法  
規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
  - (1) この公告に係る業務は、緊急雇用創出事業によるものである。
  - (2) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書及び3の(4)に係る事項を証明する書類（以下「証明書等」という。）を平成22年10月19日（火）午後4時までに山形県警察本部交通部交通規制課に提出すること。この場合において、当該証明書等を提出した者は、入札日の前日までに証明書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
  - (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。
  - (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手續の停止等があり得る。
  - (5) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
  - (6) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
  - (1) Nature and quantity of the products to be procured: Making application to locate roadside traffic sign installation: General contract
  - (2) Time-limit for tender: 1:30 P.M. October 26th, 2010
  - (3) Contact point for the notice: Traffic Regulation Section, Transportation Department, Yamagata Prefectural Police Headquarters, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8577 Japan TEL 023-626-0110

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行  | 誤           | 正            |
|------------|------------|-----|----|-------------|--------------|
| 平成22. 4. 1 | 号外(8)      | 32  | 25 | 山形県建設工事紛争審査 | 山形県建設工事紛争審査会 |

平成22年10月8日印刷  
平成22年10月8日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056